

定期報告対象建築物の報告時期の一覧表

用途	報告時期								
	以降3年毎の報告とする。(対象年度の7月1日から12月28日までの期間内に報告)								
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
劇場、映画館、演芸場	H28年度からH32年度まで	○※1		○		○	⇒3年毎		○
観覧場(屋外観覧場は除く)、公会堂、集会場	2年に1回、以降3年に1回	○※1		○		○	⇒3年毎		○
病院又は診療所 (患者の収容施設があるものに限る)	H28年度からH34年度まで 2年に1回、以降3年に1回	○※1		○		○		○	⇒3年毎
ホテル又は旅館	H28年度からH30年度まで 2年に1回、以降3年に1回	○※1		○	⇒3年毎		○		
児童福祉施設等	H28年度からH32年度まで 2年に1回、以降3年に1回	○※1		○		○	⇒3年毎		○
高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 (告示第240号第1第2項第2号～第9号の用途) 【助産施設、各種老人ホーム、障害者支援施設等】									
学校又は体育館 (学校に付属するものに限る)	H30年度から3年に1回			○	⇒3年毎		○		
体育館 (学校に付属するものを除く)									
博物館、美術館、図書館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	H29年度から3年に1回		○	⇒3年毎		○			○
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、物品販売業を営む店舗	H29年度からH31年度まで 2年に1回、以降3年に1回		○		○	⇒3年毎		○	
事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る)	H28年度から3年に1回	○	⇒3年毎		○			○	
高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 (告示第240号第1第2項第1号の用途) 【共同住宅、寄宿舎】	H30年度から3年に1回			○	⇒3年毎		○		

※1 新規に定期報告対象となった建築物の経過措置・・・法施工日(H28.6.1)に現に存する建築物で、同日に新規に定期報告対象となった建築物については、報告を要しない。